

# 金沢市空き家等管理・活用推進 協議会の取り組みについて

金沢市都市整備局定住促進部住宅政策課



# 1. 特別措置法が制定されるまでの取り組み (空き家等の活用)

平成13年 「金沢市まちなかにおける定住の促進に関する条例」

→まちなか(中心市街地)における定住支援(新築)

平成21年 「まちなかにおける低未利用地モデル地区調査」

→中心市街地のモデル地区における空き家等を調査

→空き家所有者を対象に今後の意向調査

平成22年 「まちなか住宅再生バンク」開設

→(公社)石川県宅地建物取引業協会と協定締結

「まちなか空き家活用促進補助金」制度を創設

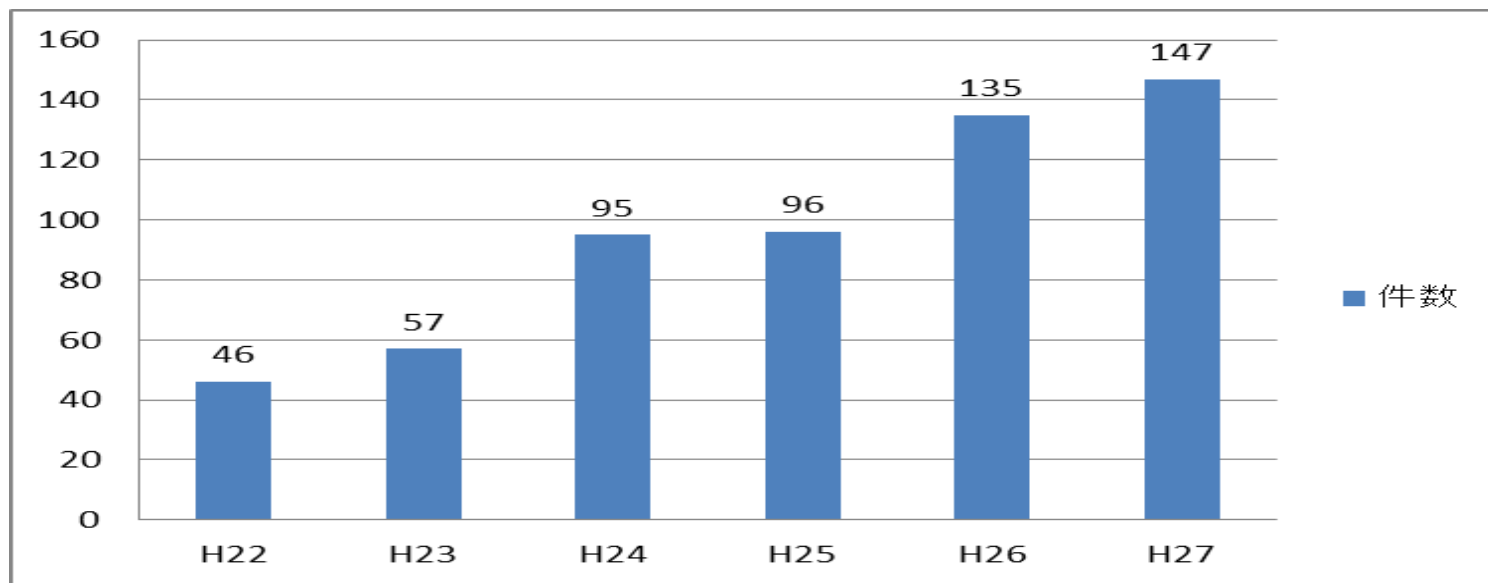
→バンク登録物件購入者を対象に内部改修工事支援

# 1. 特別措置法が制定されるまでの取り組み (管理不全空き家等への指導)

- 家屋の損壊 → 建築指導課
- 無施錠等 → 危機管理課
- 樹木等の繁茂 → 環境指導課
- 害虫・小動物 → 衛生指導課



各部署が、所管する法規や業務内容に応じて対応



相談件数の推移



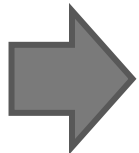
## 2. 特別措置法制定に伴う取り組み

平成26年 「まち・ひと・しごと創生法」

「空家等対策の推進に関する特別措置法」

平成27年 「金沢版総合戦略」

→ ストックを活かした定住・移住人口の増加



「かなざわ移住・定住戦略会議」

移住・定住策と空き家対策を表裏一体のものとして検討

空き家対策専門部会

空き家対策及び空き家の活用について検討

(特別措置法に基づく計画の内容について検討)

## 2. 特別措置法制定に伴う取り組み

### 空き家対策専門部会

構成:	不動産関係者	3名	自治会関係者	1名
	建築事業者	2名	福祉関係者	1名
	学識	2名	法務	1名

検討内容: ①発生の未然防止、所有者への啓発  
②流通、活用促進  
③相談窓口等、実施体制の構築 等

→ ・活用等、法律で規定されない部分を補完し、計画策定や協議会設置を明確に位置づけることで、実施体制を整える条例の制定

## 内 容

1. 特別措置法が制定されるまでの取り組み
2. 特別措置法制定に伴う取り組み
3. 「金沢市空き家等の適切な管理及び  
活用の推進に関する条例」
4. 「金沢市空き家等管理・活用推進協議会」
5. 空き家等対策の実施体制



### 3. 「金沢市空き家等の適切な管理及び活用の推進に関する条例」

(金沢市空き家等管理・活用推進協議会)

第21条 法第7条第1項に規定する協議会として、金沢市空き家等管理・活用推進協議会(以下「協議会」という。)を置く。

#### 協議会

- ・計画に関する事項
- ・管理、活用の推進に関する事項

#### 専門部会

- ・特定空き家等に関する事項

## 内 容

1. 特別措置法が制定されるまでの取り組み
2. 特別措置法制定に伴う取り組み
3. 「金沢市空き家等の適切な管理及び  
活用の推進に関する条例」
4. 「金沢市空き家等管理・活用推進協議会」
5. 空き家等対策の実施体制

## 4. 「金沢市空き家等管理・活用推進協議会」

構成：会長 市長

不動産関係者 2名 自治会関係者 1名

建築事業者 2名 福祉関係者 1名

学識 2名 法務 1名

(うち空き家対策専門部会と重複する委員 4名)

第1回：平成28年2月23日開催

内容：・金沢市空き家等管理・活用計画(案)について  
・専門部会の専門委員の指名について

## 4. 「金沢市空き家等管理・活用推進協議会」 (専門部会)

構成: 会長 委員の互選

不動産関係者	1名	自治会関係者	1名
建築事業者	1名	学識	1名
法務	1名	(すべて協議会の委員)	

第1回: 平成28年8月9日開催

内容: 特定空き家等の判断基準について

## 内 容

1. 特別措置法が制定されるまでの取り組み
2. 特別措置法制定に伴う取り組み
3. 「金沢市空き家等の適切な管理及び  
活用の推進に関する条例」
4. 「金沢市空き家等管理・活用推進協議会」
5. 空き家等対策の実施体制

# 5. 空き家等対策の実施体制

